

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人國學院大學(以下「本法人」という。)のコンプライアンスに関し基本となる事項を定め、もって公平公正な法人運営及び本法人の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 本法人の役員又は教職員が業務遂行にあたりコンプライアンス基本方針に従い関係法令、寄附行為、諸規程その他の規範を遵守することをいう。
- (2) コンプライアンス事案 本法人の役員又は教職員が業務遂行に関連する法令、寄附行為、諸規程その他の規範に違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。

### (役員及び教職員の責務)

第3条 本法人の役員及び教職員は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、人権を尊重し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

### (他の規程等との関係)

第4条 この規程の定めにかかわらず、他の規程等においてコンプライアンスの推進について別段の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

## 第2章 コンプライアンスの維持及び推進等体制

### (コンプライアンス最高責任者)

第5条 本法人に、コンプライアンスの維持及び推進等に係る最終的な決定を行う者として、コンプライアンス最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置き、理事長をもってこれに充てる。

### (コンプライアンス統括責任者)

第6条 本法人に、最高責任者を補佐し、コンプライアンスの推進に関する業務を実質的に統括する者として、コンプライアンス統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、総務担当理事をもってこれに充てる。

### (コンプライアンス推進責任者)

第7条 本法人に、コンプライアンスの維持及び推進に関する業務の実務を担う者として、コン

プライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、本法人内設置校の長をもって充てる。

2 推進責任者は、自己の管理・監督する組織において、コンプライアンスの推進が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

### 第3章 コンプライアンス事案の防止等 (教育等の実施)

第8条 統括責任者は、コンプライアンス事案を防止する観点から、役員及び教職員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を深めるために必要な教育、研修、意識啓発等を行うものとする。

#### (コンプライアンス事案の報告及び通報)

第9条 役員及び教職員は、コンプライアンス事案が発生したとき又はその疑いがあるときは、速やかに、下記により通報するものとする。

- (1) 役員 統括責任者へ通報する。
- (2) 法人事務局職員 法人事務局長へ報告し、法人事務局長が統括責任者へ通報する。
- (3) 設置校教職員 推進責任者へ報告し、推進責任者が統括責任者へ通報する。

#### (コンプライアンス事案の事実確認)

第10条 前条の規定による通報を受けた統括責任者は、推進責任者との連携により当該報告に係る事実確認を行うものとする。

2 統括責任者は、前項の規定によりコンプライアンス事案の発生の事実を確認したときは、速やかに当該状況を最高責任者及び常務理事会へ報告するものとする。

#### (是正措置)

第11条 最高責任者は、前条第2項の報告を受けたときは、必要に応じて外部専門家の協力を得て、当該コンプライアンス事案についてその違反行為の停止又は適法な状態に回復させるなどの是正措置を講じるとともに、その内容を理事会に報告の上、再発防止策を決定し、その実施を統括責任者に命じるものとする。

### 第4章 雑則 (事務)

第12条 コンプライアンスに関する事務は、國學院大學総務部総務課がこれにあたる。

#### (改廃)

第13条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て、理事長が行う。

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。